規制の事前評価書(要旨)

政策の名称		水先法施行令の一部を改正する政令案				
担当部局		国土交通省海事局海技課	電話番号: 03-5253-8655	e-mail:nagaoka-t29n@mlit.go.jp	nail : nagaoka–t29n@mlit.go.jp	
評価実施時期		平成26年12月25日				
規制の目的、内容及び必要性等		強制水先の区域である横浜川崎区は、平成11年にその強制水先対象船舶の範囲を緩和して以降、港湾整備の進展等その環境が変化してきていることから、 強制水先に関する検討会を設置し、その対象船舶のあり方を総合的に検討したところである。 その結果、横浜港部分については、「強制水先を1万トン(現行3千トン)へ緩和(危険物積載船を除く)することは適当である。」との結論がとりまとめられたこと を受け、横浜川崎区における横浜港部分の強制水先対象船舶を、危険物積載船を除き、3千トン以上から1万トン以上にすることとする。				
		法令の名称・関連条項とその内容	法律の名称・関連条項】 <先法第35条第1項及び2項 <先法施行令第4条及び第5条 その内容】 <先人の乗船を強制する(以下「強制水先」。 も険物積載船を除き、1万トン以上とする(水	という。)区域である横浜川崎区における横浜港部 先法施行令第5条第1項)。	部分の強制水先対象船舶を、	
想定される代替案		代替案1:特になし。(現行の規制内容を現状に適合したものとするためには、他に手段がないため。)				
規制の費用			費用の要素	代替案1の場合	代替案○の場合	
	(遵守費用)	年間3.5億円の減少(平成25年水先	料の緩和対象船舶の実績値分の減少)			
	(行政費用)	特になし。				
	(その他の社会的費用	特になし。				
 規制の便益			便益の要素	代替案1の場合	代替案〇の場合	
		本規制案(緩和)を実施しても、横浜川	崎区における船舶交通の安全性は維持さ	hる。		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)		本規制案(緩和)に伴い遵守費用が減少する一方、便益は維持されることから便益が費用を上回っていると考えられる。				
有識者の身	見解その他関連事項	(抄)】 9. 以上を総合的に勘案すれば、船舶の輻輳状況が緩和してきており、強制操船の安全性を客観的に検証するシ	大型化による入港隻数の減少、南本牧ふ頭水先を1万トン(現行3千トン)以上に緩和(パシュレーション調査からも緩和することが適	最終とりまとめ)(平成26年10月29日横浜川崎区の 質の整備(沖合展開)による船舶交通の分散、混れ 危険物積載船を除く)することは適当である。 当である。 緩和に向けて東京湾における安全対策を含めた	推時の航行規制等により船舶	

レビューを行う時期又は条件	平成32年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施。また事後検証までの期間を分析対象期間とする。
備考	今回の改正は、個々の水域事情の変化に対応し、現状に適合した規制とするものであり、有効なものである。